義務的経費が 47.0%

歳出では、義務的経費が 47.0%を占めています。義務的経費とは、町で働く職員の人件費や国などからの借金返済額を表す公債費、児童や高齢者などを支援するための扶助費などのことです。

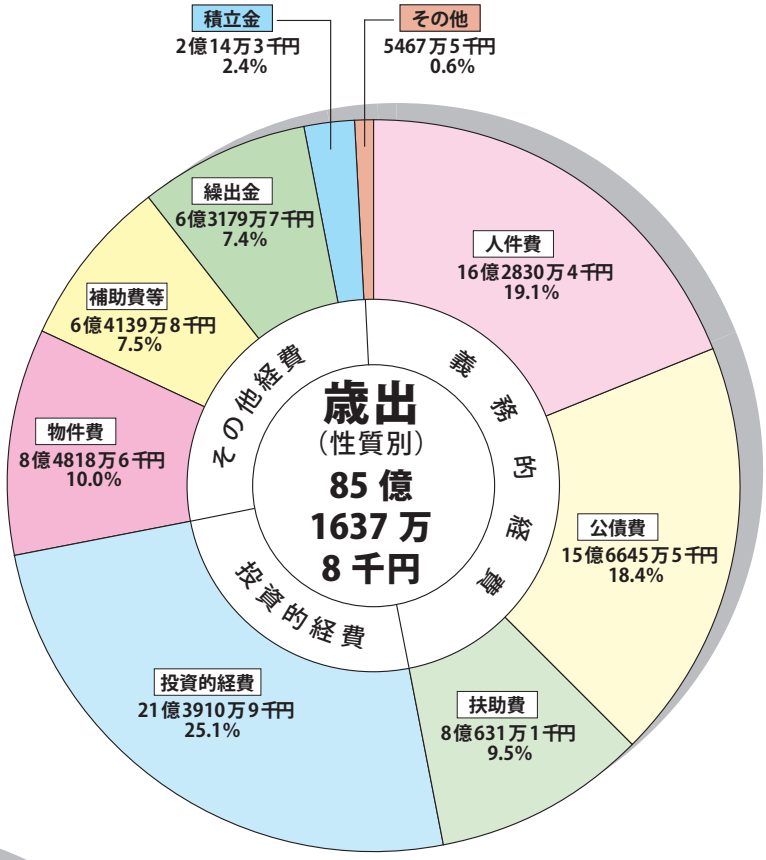

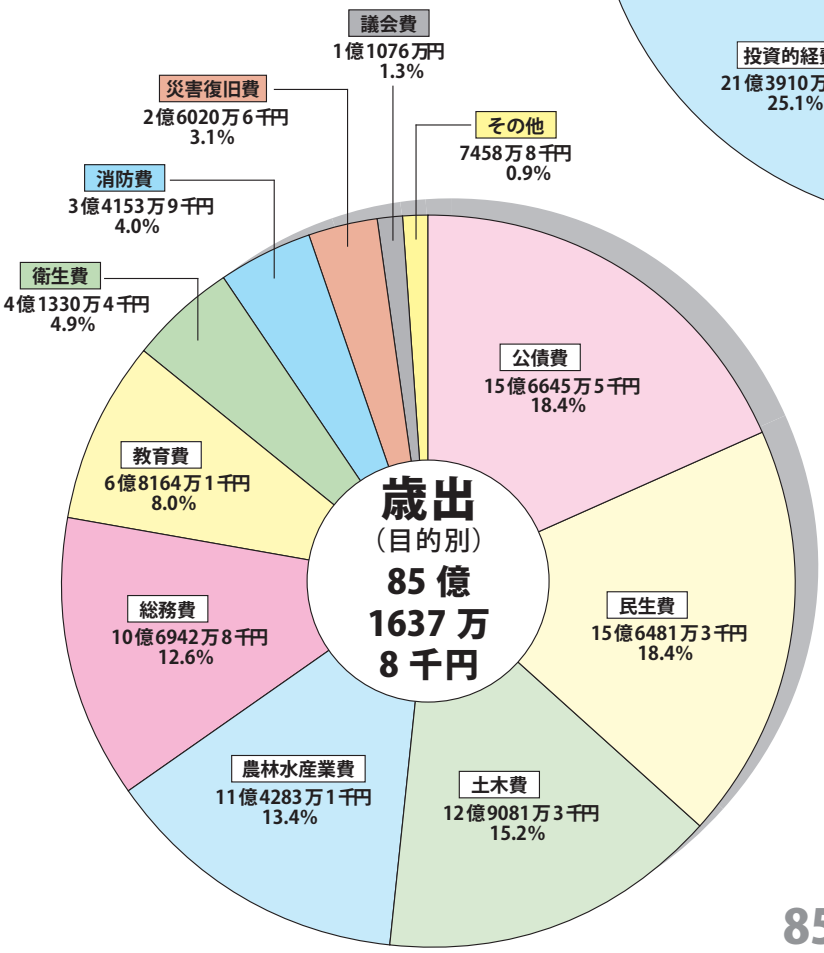

実質収支
3億1557万円

歳出総額
85 億 1637 万円 8 千円

行政用語の解説2

■歳入
会計年度における地方自治体等の収入

■歳出
会計年度における地方自治体等の支出

■地方交付税
国に納めていただいた税金を一定の基準により国から交付される税

■町税
町民税、固定資産税など町民の皆さんが納める税金

■繰越金
前年度から本年度へ持ち越したお金

■繰入金
町の基金などから繰り入れたお金

■国庫・県支出金
各種事業に対する国・県から交付される負担金・補助金等

■町債
町が借り入れたお金

■総務費
全般的な管理事務、企画調整事務、財政事務、選挙事務などの経費

■民生費
社会福祉、身体障害者、老人福祉、児童福祉などの経費

■衛生費
保健事業、感染症予防、廃棄物処理などの経費

■農林水産業費
農・林・漁業振興対策の経費

■土木費
道路、橋りょう、河川、港湾、公営住宅などの経費

■消防費
消火、防災防除、災害時被害軽減などの経費

■教育費
教育委員会、小・中学校、社会教育などの経費

■公債費
事業を行うために借り入れたお金の償還金